

青森県報

号外第三十四号

平成二十五年
三月三十一日
(日曜日)

目次

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例…………… (税 務 課) …… 一
青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 (同) …… 一

規 則

青森県県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (税 務 課) …… 二

条 例

青森県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十五号

青森県県税条例の一部を改正する条例

青森県県税条例(昭和二十九年五月青森県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七十七条第十項中、「(独立行政法人森林総合研究所が独立行政法人森林総合研究所法(平成十一年法律第九十八号)附則第九条第一項又は第十一条第一項の規定により行う旧独立行政法人緑資源機構法(平成十四年法律第三百十号)第十一条第一項

第七号イの事業又は旧農用地整備公団法(昭和四十九年法律第四十三号)第十九条第一項第一号イの事業を含む。第九十四条において同じ。)」を削る。

附則第十三条第一項及び第三項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則第十四条第一項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改め、同項第一号中「第九条第五項」を「第九条第六項」に改める。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県条例第三十六号

青森県県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

青森県県税の特別措置に関する条例(平成十一年七月青森県条例第三十五号)の一部を次のように改正する。

第五条第一号中「過疎地域内において、過疎地域自立促進特別措置法」を「過疎地域のうち当該過疎地域に係る市町村の廃置分合又は境界変更に伴い過疎地域自立促進特別措置法第三十三条第一項の規定に基づいて新たに当該過疎地域に該当することとなった地区以外の区域内において、同法」に、「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に、「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」を「第十二条第一項の表第一号の第二欄又は第四十五条第一項の表第一号の第二欄」に、「設備で」を「設備で租税特別措置法第十二条第一項の表第一号の第三欄又は第四十五条第一項の表第一号の第三欄の規定の適用を受けるもので」に改める。

第九条第一号中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

第十五条第一項中「製造の事業」の下に「又は旅館業(下宿営業を除く。)」を加え、同条第二項第一号中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

日」に、「第十二条第一項の表第一号又は第四十五条第一項の表第一号」を「第十二条第三項の表第一号又は第四十五条第二項の表第一号」に、「設備で」を「設備（前項に規定する事業の用に供するものに限る。）で」に、「二千七百万円を超える」を「五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十二項に規定する資本金の額等が千万円を超え五千万円以下である法人にあつては千万円、同項に規定する資本金の額等が五千万円を超える法人にあつては二千万円）以上の」に改める。

第十八条第二項第一号及び附則第五項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附則

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の青森県税の特別措置に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第五条第一号の規定は、平成二十五年四月一日（以下「施行日」という。）以後に製造業等（製造の事業、同号に規定する情報通信技術利用事業又は旅館業（下宿営業を除く。以下同じ。）をいう。以下同じ。）の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、施行日前に製造業等の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。
- 3 改正後の条例第十五条の規定は、施行日以後に製造の事業又は旅館業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税について適用し、施行日前に製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者に対する事業税、不動産取得税及び固定資産税については、なお従前の例による。

規 則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十三号

青森県税の特別措置に関する条例施行規則の一部を改正する規則

青森県税の特別措置に関する条例施行規則（平成十一年七月青森県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。

第一号様式、第四号様式及び第五号様式中「（一）」の次に「（二）」を、「（三）」を、「（四）」の次に「（五）」を加える。

附則

この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

<p>（発行所・発行人） 青森市長島二丁目一番一号 青森県</p>	<p>（印刷所・販売人） 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社</p>
<p>毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭</p>	